

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月15日

兵庫県
契約担当者
兵庫県立芦屋国際中等教育学校長
野崎 雅弘

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立芦屋国際中等教育学校普通科教育用コンピューター式賃貸借（詳細は仕様書のとおり）

(2) 調達物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 設置期限及び契約期間

設置期限：令和8年3月30日

契約期間：令和8年3月31日から令和13年3月30日までの5年間

(4) 納入場所

兵庫県立芦屋国際中等教育学校 芦屋市新浜町1番2号（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記（1）の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用等を記載した仕様書に要する費用と（3）の期間における賃貸借期間の合計金額を（3）の期間（60箇月）で月割りした1月あたりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの）とする。

落札決定に当たっては、入札金額（月額の賃貸借料）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は書面によるものとし、参加申込み方法等については次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒659-0031 芦屋市新浜町1番2号

兵庫県立芦屋国際中等教育学校 事務室 山本

電話 0797-38-2293

FAX 0797-38-2295

- (2) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期限、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和7年12月15日（月）から令和7年12月22日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで。
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和8年1月9日（金）午前10時 兵庫県立芦屋国際中等教育学校
- (4) 入札書の提出期限
持参、郵送（簡易書留に限る）による入札とし、令和8年1月8日（木）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に60箇月を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月8日（木）午後4時までに納入しなければならない。

ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に兵庫県立芦屋国際中等教育学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて、上記の日時までに提出するとき。
- イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（申し出のうえ、上記の日時までに免除の決定を受けること。）

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立芦屋国際中等教育学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60ヶ月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参または郵送により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札書の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札者に代理人の記名があること

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

（ア）初度の入札に参加して有効な入札をした者。

（イ）初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成

要作成（県が定めた契約書による。）

学校、納入業者、リース会社の三者で賃貸借契約を締結する。三者契約が困難な場合は、学校、落札者の二者で賃貸借契約を締結することも可とする。

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。